

令和3年度

千葉地方最低賃金審議会

第1回特別小委員会

議事録

令和3年8月4日  
13:20~14:25  
千葉労働局1階会議室

令和3年度  
千葉地方最低賃金審議会  
第1回特別小委員会

1 日時 令和3年8月4日(水) 13:20 ~ 14:25

2 場所 千葉労働局1階会議室

3 出席者(委員)

公益委員

大澤委員、鈴木委員、大竹委員

労働者側委員

高柳委員、野田委員、岡田委員

使用者側委員

渡部委員、黒岩委員、稲葉委員

4 議題

(1) 委員長並びに同代理の選出

(2) 意見陳述

(3) 特定最低賃金の改正の必要性について

(4) その他

5 配付資料

(1) 特定最低賃金の件名について(案)

(2) 千葉県における特定最低賃金の改正の申出一覧表

(3) 特定最低賃金の審議結果について(全国)

(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

(4) 特定最低賃金の年内発効状況(全国)

(平成22年度~令和2年度)

(5) 千葉県における最低賃金の推移

6 議事内容

○ 植村賃金指導官

ただ今から、令和3年度第1回特別小委員会を開催いたします。委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。本日は、

今年度第1回目の特別小委員会ですので、委員長と委員長代理が選出されるまでの間、事務局で議事を進行させていただきますので御了承いただきたいと思います。

先ず、本日の特別小委員会の成立について報告いたします。本日は、公労使すべての委員に御出席いただいておりますので、本特別小委員会は有効に成立しております。

それでは、委員長と委員長代理を選出させていただきます。なお、委員長と委員長代理は、特別小委員会運営規程第4条により、公益委員の中から選出していただくことになります。先に行われた公益委員による協議の結果、委員長に大澤委員、委員長代理に鈴木委員ということでお話ございました。いかがでしょうか。お諮りいたします。

○ 一同「異議なし」の声

○ 植村賃金指導官

ありがとうございました。ただ今、委員長に大澤委員、委員長代理に鈴木委員が選出されました。大澤委員長から就任の御挨拶をいただき、以後の議事運営を大澤委員長にお願いしたいと存じます。大澤委員長、よろしく願いいたします。

○ 大澤委員長

特定最低賃金につきましては、地域別最低賃金とは少々位置付けが異なっております。特定の産業について労働条件の向上又は事業の公正競争確保の観点から、労使の申出により設定するものです。この特別小委員会では、特定最低賃金の改正の必要性の有無について意見調整を行うこととなりますが、全会一致が原則です。本日は意見陳述も行われますので、陳述内容も参考にされ、十分に意見を出し合ってください、最終的に全会一致でまとめられると思っております。御協力のほどよろしくお願いします。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、事務局から「特定最低賃金の件名」について説明があるとのことですのでお願いします。

○ 植村賃金指導官

資料1を御覧いただきたいと思います。特定最低賃金の件名について御説明します。平成19年11月に日本標準産業分類の改定が行われたことに伴い、千葉県特定最低賃金7件のうち3件の件名が変更されました。変更後の

名称は、左側の「正式名称」のとおりです。3件とも変更前より複雑かつ長い名称になったことから、昨年度までと同様に、右側の「使用する呼称」の件名を使用することを提案させていただきます。

なお、諮問文、答申文、公示文には、簡略せず正式な件名を使用することといたします。御協議をお願いいたします。

○ 大澤委員長

特定最低賃金の件名は、資料 1 のとおり呼称を使用することとしてよろしいでしょうか。

○ 一同「異議なし」の声

○ 大澤委員長

御了承いただきましたので、今後の審議では呼称を使用することとします。

次に、千葉労働局長に対して提出された最低賃金改正の申出書について、再度、事務局から説明をお願いします。

○ 庄司賃金室長

資料 2 を御覧ください。最低賃金法第 15 条第 1 項により、労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、労働局長に対し、特定最低賃金の新設、改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができることとされております。そして、同法第 15 条第 2 項により、労働局長が必要と認めるときは、その申出について最低賃金審議会に意見を求めるものとされております。6月25日の本審議会にて御報告させていただいたとおり、現在設定されている7件の特定最低賃金について、それぞれの労働者の一部を代表する者から改正を求める申出書が提出され、受理しました。申出書の内容を審査した結果、記載事項及び添付書類について7件とも最低賃金法施行規則第 10 条の要件を満たしており、問題はございませんでした。

なお、労働協約ケースに係る申出は、鉄鋼業、電気機械器具製造業関係、各種商品小売業の3件でございます。また、公正競争に係る申出は、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係及び自動車（新車）小売業の4件でございます。4件とも、従来同様、事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受ける労働者のおおむね3分の1以上の合意によりなされており、申出者及び申出要件について中央最低賃金審議会から答申された運用方針に照らし、問題はございませんでした。

○ 大澤委員長

念のため確認いただきたいと思いますが、本日の特別小委員会の審議は、特別小委員会運営規程第2条に定めるところにより、審議会における円滑な意思決定を図るため労使の意見調整を予備的に行うものです。よろしくお願いいたします。

議題1の意見陳述に入ります。最初に、事務局から説明をお願いします。

○ 植村賃金指導官

意見陳述については、8月2日の本審議会において実施することで御了解いただきました。本日は3産業について2名の方が意見陳述されます。

意見陳述が行われる産業は、電気機械器具製造業関係、一般機械器具製造業関係及び精密機械器具製造業関係の3件となります。陳述は、電気機械器具製造業関係に関しては野田陳述人、一般機械器具製造業関係と精密機械器具製造業関係に関しては岡田陳述人となります。

○ 大澤委員長

それでは、電気機械器具製造業関係の意見陳述から行います。

< 陳述人持参資料を各委員に配付 >

○ 大澤委員長

それでは、電気機械器具製造業関係について、5分程度で説明願います。

○ 野田陳述人

電機連合千葉地方協議会で事務局長をお仰せつかっております野田より説明させていただきます。よろしくお願いいたします。電機連合は、千葉県内約13組織、6,000人の組合員で構成している労働組合です。御手元にお配りした資料に基づいて説明させていただきます。

まずは、資料中段の米印の部分を御確認願います。現状認識を共有させていただきます。米印の参考部分の一番下が、今週より審議が始まった千葉県最低賃金で925円となります。その上が、電気特定最低賃金、現状954円という位置付けです。その上が、私共電気の13組織の最も低位な企業内最低賃金、現状1,057円という実態です。仮説ですが、今週、審議を行っている千葉県最低賃金が中央の目安額と同じ28円で結審した場合、953円に改定されるという状況です。そういった状況であっても、電気の最低賃金については、かろうじて1円プラスという実態がございます。この部分を先

ず御認識いただければと思います。そういった状況を共有させていただき、資料一番上のグレーでマーキングしている部分、例年の説明で大変恐縮ですが、厚生労働省が毎年実施している賃金構造基本統計調査のデータに基づいて御説明、御報告、情報の共有をさせていただきたいと思います。最新版は令和2年になりますので、まさしく新型コロナで、世界、日本、千葉県全体が大きな影響を受けたという状況になります。その結果によると、千葉県の電気産業の企業規模に係る具体的な資料については、資料の下半分の表の部分に掲載をしており、青い部分が男性、赤い部分が女性という見方になります。縦軸が年齢、19歳から70歳以上という見方、横軸が企業規模という見方になります。本日、注目いただきたいのが、横軸の一番右端、中小零細に値する企業規模10~99人のデータです。今年度、最も低位な男性20~24歳の時間額は973円という実態です。年齢の平均については20.5歳です。この金額973円についても、電気の特定最低賃金は現状954円ですので、19円上回っています。もう一つのポイントが、表グラフ右側のブルーの部分、上の表を御覧いただければと思います。過去3年間の賃金推移を掲載しておりますが、やはり昨年は、新型コロナの影響で、男女とも大きく時間額が低下しています。そういった状況ではありますが、女性の時間額に関しても、コロナで影響を受けているものの、電気の特定最低賃金を50円上回る1,004円という実態です。

資料中段の文言は、冒頭、委員長から御説明がありましたが、地域別最低賃金と特定最低賃金の位置付けに触れさせていただいております。特にこの部分、どの業種もそうですが、地域別最低賃金のセーフティーネットとは異なり、年齢や業務、電気では基盤の配線やねじ止め、部品の装着等々の業務をされている方には大変恐縮ですが、軽易な業務の方は除く電器産業の基幹的労働者に絞った最低賃金という位置付けになりますので、この部分についても共有させていただければと思います。そして、昨年から本当に大きく、世界、日本、千葉の経済が新型コロナで大きな影響を受けている、先行き不透明な経済状況にはありますが、電気産業の関係では、コロナ禍の状況で顕著になったデジタル化の遅れがクローズアップされている状況です。この遅れを何とか解消すべく、日本、千葉県全体でも、様々な分野でデジタル化社会の実現に向けた取組も大きく加速しているのは事実だと考えております。こうした状況を踏まえ、私共電機連合は、千葉県における電気産業の更なる発展、そして優秀な人材の確保、更には県外への流出を防ぐ観点からも、毎年行っている特定最低賃金の位置付け、必要性という部分については、最も重要な取組であると考えております。冒頭申し上げた中小零細の賃金実態を踏まえ、是非、本日以降始まる電気の特定最低賃金の必要性審議については、

慎重なる御判断、御検討をいただけますことをお願い申し上げて、私の説明に代えさせていただきます。ありがとうございました。

- 大澤委員長  
ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがあれば発言をお願いします。
- 一同「特になし」の声
- 大澤委員長  
それでは、電気機械器具製造業関係の陳述は以上になります。ありがとうございました。
- 大澤委員長  
続きまして、一般機械器具製造業関係の陳述をお願いします。

< 陳述人持参資料を各委員に配付 >

- 大澤委員長  
それでは、一般機械器具製造業関係について、5分程度で説明願います。
- 岡田陳述人  
JAM東京千葉の千葉県連で事務局長の岡田と申します。よろしくお願いたします。一般機械器具製造業は、一般産業用機械、金属加工機械、農業、建設、繊維、更にはその他の機械、機械器具、部分品等様々な分野の機械、器具製造業が含まれております。製品を作るための機械を製造したり、その部分品を製造したりするといった、いわゆるマザー機械のようなかたちでものづくり産業、ものづくり製造業を支える基盤的な産業、業種であることは間違いないと考えております。製造業全体が人材育成や技能技術の継承問題、海外移転による空洞化など多くの課題を抱える中、特に中小企業では厳しい現状にあるのが実態かと思えます。ただ、資料の記の1にあるとおり、JAMの景況調査からも、厳しい経済状況の中、労働力不足の問題が顕在化しており、今後も続くことが推測されています。中長期的な事業と産業の維持発展に向けて、魅力ある環境の維持と人材不足の解消が必要だと考えております。労働者にとって最も関心が高いのが賃金の安定と水準の高さです。中小企業の経営状況の厳しさは、別途支援策を講じることが適当であって、当該

産業の労働者による申出である賃金面に関しては、産業別最低賃金として必要性を御理解いただきたいと考えております。

記の2です。特定最賃の一般機械器具製造業、精密機械器具製造業の申出労組の最低賃金の実態は表のとおりです。一番低いところでも925円を63円以上上回っている水準というのが実態です。また、これは私共が2020年に実施したJAM賃金労働条件調査、申出の企業だけではなく、私共は中小企業の労働組合ですので、その実態によると千葉県加盟組織の企業内最賃、高卒初任給の実態は、千葉県最低賃金925円を63円以上上回る水準となっております。高卒初任給が、事実上、外部労働市場で決定されることなどを勘案すると、高卒初任給近傍で特定最賃を決定することが必要ではないかと考えております。

記の4です。令和2年賃金構造基本統計調査の結果によると、千葉県の汎用機械器具製造業の賃金水準で、最も低いところは、企業規模10人以上と100～999人の男性で1,134円、生産用機械器具製造業では、企業規模100～999人の男性で1,049円となっております。これも千葉県最低賃金925円を上回っている実態にあります。精密に関しては、賃金データが十分でないのが現状です。以上、一般機械器具製造業においては、地賃を上回る実態にあります。今申し出ている労働組合は大労組、大企業だから賃金水準が高いのではなく、この中にも中小企業、中小労組も申し出ており、労使対等の交渉で賃金決定がされている、公正な賃金の決定結果だと考えております。申出の3割以上の労働者以外の7割未満の労働者は、厳しいとの経営者の判断から、一方的に賃金を決められる、決めてしまうことができるというのが実態です。地域別最低賃金額まで賃金をダウンされてしまう可能性もあるということです。申出の労働者の高い賃金水準まで引き上げるべきということを出しているわけではなく、地域別最低賃金より少しでも高い水準で規制を設けることを前提に、労働者にとっては仕事に見合った賃金、経営者にとっては賃金コストの格差是正に向けて、金額改正の議論をすべきではないかということを出していることを是非尊重していただきたく、私の意見とさせていただきます。

○ 大澤委員長

ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがあれば発言をお願いします。

○ 一同「特になし」の声



- 大澤委員長  
それでは、一般機械器具製造業関係の陳述は以上となります。ありがとうございました。  
続きまして、精密機械器具製造業関係について、5分程度で説明をお願いします。
- 岡田陳述人  
この前に述べた一般機械器具製造業の中でも申し上げたとおり、精密に関しては賃金実態が十分でないのが実態です。ただ、申出されている企業の実態でみると、やはり千葉県最低賃金 925 円を上回っている実態がありますので、真摯な御議論をいただきたいと考えております。
- 大澤委員長  
ただ今説明いただいた内容について、お尋ねしたいことがあれば発言をお願いします。
- 一同「なし」の声
- 大澤委員長  
それでは、精密機械器具製造業関係の陳述は以上となります。ありがとうございました。
- 大澤委員長  
次に、議題2の特定最低賃金の改正の必要性についてです。事務局は、労働協約の最下限額について報告をお願いします。
- 植村賃金指導官  
資料 2の一覧表を御覧ください。右から3列目の「(a)労働協約等の賃金の最低額」のとおり、最下限額は、調味料製造業 1,133 円、鉄鋼業 1,040 円、一般機械器具製造業関係 1,013、電気機械器具製造業関係 1,057 円。精密機械器具製造業関係は、申出書の関係者において労働協約はございませんでした。各種商品小売業 930 円、自動車（新車）小売業 1,013 円になります。
- 大澤委員長  
まだ時間があるようですので、労使それぞれで打合せを行っていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- 高柳委員  
一つだけよろしいでしょうか。
  
- 大澤委員長  
はい。
  
- 高柳委員  
今年も7業種出させていただきました。結果、意見陳述を3件させてもらいましたけれども、この特定最賃の部分に関しては、それぞれの業種のところで当該労使が話し合っ決めてるのが一番だと、基本だと思っています。できることであれば、難しいとは思いますが、しっかりと議論できる場を、必要性有りとした上でそういった場を作っていただければありがたいと思っております。事務局からも説明があったとおり、最賃法第15条第1項に基づいてしっかりと申し出て、それで申出に問題なしとされたということを含めれば、きちんとした資料なども併せて作っていきたいと思いますので、そういったことも考慮いただければと思います。
  
- 大澤委員長  
使用者側はいかがですか。
  
- 渡部委員  
特にありません。
  
- 大澤委員長  
では、別室にて協議をお願いしたいと思います。  
事務局は別室へ案内願います。

< 労使別室で協議 >

< 労使別室から会議室へ集合 >

○ 大澤委員長

再開させていただきます。  
使用者側から意見を頂戴したいと思います。

○ 渡部委員

意見陳述も聞かせていただき、申出のあった7業種はそれぞれ適正であったと承知いたしました。その上で申し上げるわけですが、既に県最賃に飲み込まれている業種は、余程の理由がない限り県最賃以上に引上げということは現実味がないと考えております。よって、調味料製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具製造業、各種商品小売業及び自動車(新車)小売業の5業種については、他の業種と比較して特段の理由があるわけでもありませんので、今年度も改正の必要はないと考えております。

続きまして、昨年、改正の必要性有りとした鉄鋼業と電気機械器具製造業です。今回、仮の話で恐縮ですが、県最賃が目安どおりの28円の引上げをしたとしてもなお県最賃を上回る。この事実を考えると、改正の必要性無しとするのはやや乱暴かなと思います。ということで、反対はしませんが、県最賃の方の議論で申し上げているとおり、我々は去年と何ら状況が変わっていない、0円若しくは去年の2円だということを申し上げております。特定最賃についても同じ考えです。先ほど高柳委員からもありましたとおり、本来ならば当該業種の方々がお集まりになって議論すべきなのでしょうが、そういう方がいない場でこういうことを申し上げるのはどうかとは思いますが、改正の必要性有りイコール0円ではないということはないと御了解いただいております。改正の必要性は有りとはしますけれども0円もあり得ると御認識いただいた上で、鉄鋼業と電気機械器具製造業は反対しないという立場にしたいと思います。

○ 大澤委員長

使用者側の意見に対して、労働者側、何かございますか。

○ 高柳委員

昨年度もそうでしたけれども、必要性有りとした場合でもそれぞれの業種がしっかりと判断して金額を出すということだと思いますので、それについて異論はございません。5業種についても、金額を含めて明確なインパクトのある理由があった方が良いでしょうというのは理解しました。また、今後についてもしっかりと準備を整えながら、次年度に向けて準備をしていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

- 大澤委員長  
ありがとうございました。ただ今の労働者側の意見に対して、使用者側は何かございますか。
- 渡部委員  
我々の主張をよく御理解いただいたと感じております。ありがとうございました。
- 大澤委員長  
本特別小委員会の結論として、調味料製造業、一般機械器具製造業関係、精密機械器具製造業関係、各種商品小売業及び自動車（新車）小売業の5つの特定最低賃金については、改正の必要性有りとする事はできない。鉄鋼業、電気機械器具製造業関係の2つの特定最低賃金については、全会一致で改正の必要性有りとする事でよろしいでしょうか。
- 一同「異議なし」の声
- 大澤委員長  
それでは、本日の特別小委員会での審議結果は、特別小委員会運営規程第10条に基づき、8月23日開催予定の本審議会に報告することとします。報告書案を用意しますので、5分程度休憩とします。  
  
<休憩>
- 大澤委員長  
用意が出来ましたので再開します。  
事務局は報告書案を配付してください。  
  
<報告書案を各委員に配付>
- 大澤委員長  
確認のため、事務局から朗読をお願いします。
- 植村賃金指導官

< 報告書案を朗読 >

- 大澤委員長  
ただ今の報告書案のとおり本審議会に報告してよろしいでしょうか。
  
- 一同「異議なし」の声
  
- 大澤委員長  
御了承いただきましたので、8月23日の本審議会に報告いたします。  
続きまして、特定最低賃金の改正審議の手續について確認いただきたいと思ひます。去る8月2日に改正の必要性の有無について諮問を受けておりますので、本日の審議結果を8月23日の第425回本審議会に報告した後、本審議会においても審議された上で改正の必要性の有無について答申が行われる予定です。答申が行われますと、必要性有りとなされた業種について、改正決定についての諮問が行われることとなります。その後、必要性有りの業種について、専門部会を設置し、金額審議が行われることとなりますので、御承知置き願ひます。  
特定最低賃金に関し、ほかに何かございませんか。
  
- 一同「特になし」の声
  
- 大澤委員長  
事務局から何かありますか。
  
- 庄司賃金室長  
特にございません。
  
- 大澤委員長  
それでは閉会とさせていただきます。  
ありがとうございました。